

宗教法人運営のための 法律入門

宗教法人の管理運営 5



責任役員 4

前回は責任役員の資格と欠格事由について述べました。今回は責任役員の選任・退任・辞任・解任について述べてみます。

選任

宗教法人法には責任役員の選任に関する規定はありません。そこで、責任役員の資格・任免・員数及び任期等について、各法人の規則に定めておくことが必要です(宗教法人法第12条1項5号)。規則に定められていないときは、慣行や申し合わせ等によらざるを得ません。多くの宗教法人では、包括宗教法人の機関から任命されたり、包括宗教法人への届出を必要とする場合が多くあります。そのような場合には包括宗教法人の規則や規程等に従ってこれらの手続を怠らないようにしなければなりません。この責任役員の選任に当っては、就任承諾書・任命書・身分証明書・推薦機関の議事録等が必要とされます。

退任

退任とは、一定の事由の発生によって当然に責任役員の地位を失うことをいいます。退任事由には、死亡・任期の満了・欠格事由の発生・破産(民法第653条)があげられます。

辞任

辞任は、責任役員が自分の意思に基づいて任期の途中でその地位を退くことです。責任役員が辞任したいときは、包括宗教法人の規則・規程等や宗教法人規則に制限がないかぎりいつでも辞任できます。

しかし宗教法人に不利なときに辞任をし、そのため宗教法人が損害を蒙ったときは、辞任した人がその損害を賠償しなければなりません。

ただし、止むを得ない場合はこの限りではありません。

辞任の効力は、その意思表示が宗教法人に到達したときに生じますが、包括宗教法人の規則・規程や宗教法人規則によっては、包括宗教法人に対する手続が定められている場合が少なくありません。辞任後、後任者が執務可能になるまでは、規則に定めがあればそれに従い、定めがなくとも緊急に処理すべき事態が起こればこれに対処すべき義務があります。(民法第654条)

解任

解任は、責任役員の任期中に本人の意思にかかわらずその地位を失わせることです。解任は規則の定めに従い(宗教法人法第12条1項5号)、定めがない場合や充分でない場合は、退任や辞任と同じく民法の委任解除の規定(民法第651条)に従います。その場合、宗教法人が解除権を放棄したと解されない限り、任期中であっても解任することは可能です。只、解任によって責任役員が不利益をうけるときは責任役員の個人的な損害を賠償しなければなりません。

なお、自分の解任案件には議決権を行使できません。

作成・監修 弁護士 長谷川正浩